

島原地域広域市町村圏組合消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める規則

平成26年3月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年島原地域広域市町村圏組合条例第3号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、島原地域広域市町村圏組合消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定めるものとする。

(消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間)

第2条 条例第3条第1号及び第2号に規定する管理者が定める教育訓練は、次の各号に掲げる課程による教育訓練とし、同項に規定する管理者が定める期間は、それぞれの課程の種別に応じ当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 幹部科 4月
- (2) 上級幹部科 2月
- (3) 警防科 4月
- (4) 救助科 4月
- (5) 救急科 4月
- (6) 予防科 4月
- (7) 危険物科 2月
- (8) 火災調査科 4月

2 条例第3条第3号に規定する管理者が定める教育訓練は、消防団長科の課程による教育訓練とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。